

○ 証券取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（昭和二十八年大蔵省令第七十五号）

改正案	現行
<p>（保証金代用有価証券）</p> <p>第五条 証券会社がその預託を受けるべき保証金の全部又は一部が法第六十一条の二第二項の規定により有価証券をもつて代用される場合におけるその代用価格（以下「代用価格」という。）は、預託する日の前日の時価（取引所有価証券市場においては証券取引所が法第五十二条第一項の規定に基づく金融庁長官の認可を得て定める時価、店頭売買有価証券市場においては第七十五条第一項の規定により登録する証券業協会（以下「証券業協会」という。）が法第七十六条の規定に基づき金融庁長官の認可を得て定める時価をいう。以下同じ。）に株券については百分の七十、その他の有価証券については金融庁長官の認可を得て定める率（取引所有価証券市場においては証券取引所が法第五十二条第一項の規定に基づき金融庁長官の認可を得て定める率、店頭売買有価証券市場においては証券業協会が法第七十六条の規定に基づき金融庁長官の認可を得て定める率）を乗じた額を超えない額とする。</p>	<p>（保証金代用有価証券）</p> <p>第五条 証券会社がその預託を受けるべき保証金の全部又は一部が法第六十一条の二第二項の規定により有価証券をもつて代用される場合におけるその代用価格（以下「代用価格」という。）は、預託する日の前日の時価（取引所有価証券市場においては証券取引所が法第八十五条の二第一項の規定に基づく金融庁長官の認可を得て定める時価、店頭売買有価証券市場においては第七十五条第一項の規定により登録する証券業協会（以下「証券業協会」という。）が法第七十六条の規定に基づき金融庁長官の認可を得て定める時価をいう。以下同じ。）に株券（端株券を含む。）については百分の七十、その他の有価証券については金融庁長官の認可を得て定める率（取引所有価証券市場においては証券取引所が法第八十五条の二第一項の規定に基づき金融庁長官の認可を得て定める率、店頭売買有価証券市場においては証券業協会が法第七十六条の規定に基づき金融庁長官の認可を得て定める率）を乗じた額を超えない額とする。</p>